

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は介護保険事業関連事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに適切な措置を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・本業務において用いるシステムの利用にあたっては、カードによる端末起動制限、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じている。
- ・当該システムを利用するためのネットワークについては、外部との通信を制限、利用可能な外部記憶媒体の接続制限等、重要情報の持ち出し・漏洩について可能な限りの措置を講じている。
- ・当該システムにおける資料作成、印刷等の処理を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において宮古島市個人情報保護条例施行規則に基づく個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付けている。
- ・その他、宮古島市情報セキュリティポリシーに関する要綱並びに宮古島市電子計算組織の管理運営に関する規則に準じて対策を講じる。

## 評価実施機関名

宮古島市長

## 公表日

令和5年3月14日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険事業に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、宮古島市の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった者を第2号被保険者として管理し、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>当市は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>当市は、「介護保険法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。          ②介護保険料の賦課決定のため、世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握する。          ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を管理する。          ④徴収した保険料等の把握のため収納情報を管理する。          ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。          ⑥認定状況の把握のため、認定情報を管理する。          ⑦給付事務を行うため、認定情報、滞納情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。          ⑧国民健康保険連合会に対して特別徴収の依頼処理及び異動情報の作成・送信作業を行う。          ⑨住民登録している住民、外国人および住登外の宛名を管理する。          ⑩中間サーバーへの副本データの登録を行う。          ⑪情報提供ネットワーク、既存システム、団体内統合宛名システム間で符号の取得や住民票関係の特定個人情報の照会・提供をする。          ⑫個人番号が記載された「受給者異動連絡情報(訂正時には訂正連絡票)」の提供          ⑬個人番号が記載された「所得情報、共同処理受給者異動連絡票」の提供          ⑭「高額介護(予防)サービス費」の申請・決定          ⑮「償還給付費」の申請・決定          ⑯「高額介護サービス費相当(総合事業対象者に係る高額費)給付」の申請・決定          ⑰利用者負担額等の減額又は免除申請・決定          ⑱要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定、要介護・要支援状態区分変更認定のオンライン申請          ⑲住宅移転後の要介護・要支援認定申請のオンライン申請          ⑳居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出(オンライン)          ㉑介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の再交付のオンライン申請          ㉒「高額介護(予防)サービス費」のオンライン申請          ㉓介護保険負担限度額認定のオンライン申請          ㉔「償還給付費」のオンライン申請</p>
③システムの名称	住民情報システム(COKAS-R/AD II)、滞納整理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
○資格異動関連ファイル	○受給者関連ファイル
○賦課関連ファイル	○給付関連ファイル
○収納・滞納関連ファイル	○国保関連ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項および別表第1の68の項          ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年9月10日)第50条第1項1号～14号及び2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117, 8, 11, 108, 83)(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第1欄の項番号が次の項(93, 94)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	福祉部 高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮古島市 総務部総務課 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 0980-72-3751(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮古島市 福祉部高齢者支援課 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 0980-73-1964

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float:right">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float:right">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float:right">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	1-② 事務の概要	新規追加	⑫個人番号が記載された「受給者異動連絡情報(訂正時には訂正連絡票)」の提供	事後	
平成28年12月16日	"	"	⑬個人番号が記載された「所得情報、共同処理受給者異動連絡票」の提供	事後	
平成28年12月16日	"	"	⑭「高額介護(予防)サービス費」の申請・決定	事後	
平成28年12月16日	"	"	⑮「償還給付費」の申請・決定	事後	
平成28年12月16日	"	"	⑯「高額介護サービス費相当(総合事業対象者に係る高額費)給付」の申請・決定	事後	
平成28年12月16日	"	"	⑰利用者負担額等の減額又は免除申請・決定	事後	
平成28年12月16日	2. 特定個人情報ファイル	新規追加	受給者関連ファイル	事後	
平成28年12月16日	"	"	給付関連ファイル	事後	
平成28年12月16日	"	"	国保関連ファイル	事後	
平成28年12月16日	1-② 事務の概要	訂正	(2行目記載) 廊下に伴う → 老化に伴う	事後	記載誤り
平成28年12月16日	5-②所属長	訂正	福祉部高齢者支援課長	事後	
平成29年12月28日	II-2	平成27年2月19日	平成29年12月28日	事後	
平成29年12月28日	II-3	平成27年2月19日	平成29年12月28日	事後	
平成30年12月25日	I-3	第50条第1項1号～11号及び2項	第50条第1項1号～14号及び2項	事後	
平成30年12月25日	II-1	平成29年12月28日	平成30年12月25日	事後	
平成30年12月25日	II-2	平成29年12月28日	平成30年12月25日	事後	
平成31年2月22日	IV-1	新規追加	基礎項目評価書	事後	
平成31年2月22日	IV-2	"	十分である	事後	
平成31年2月22日	IV-3	"	十分である	事後	
平成31年2月22日	IV-4	"	委託しない	事後	
平成31年2月22日	IV-5	"	提供・移転しない	事後	
平成31年2月22日	IV-6	"	接続しない(入手)(提供)	事後	
平成31年2月22日	IV-7	"	十分である	事後	
平成31年2月22日	IV-8	"	自己点検	事後	
平成31年2月22日	IV-9	"	十分に行っていない	事後	
令和1年12月6日	I-4	(1, 2, 3, ~95, 117)	(1, 2, 3, ~95, 117, 8, 11, 108)	事後	
令和1年12月6日	II-1	平成30年12月25日	令和元年12月6日	事後	
令和1年12月6日	II-2	平成30年12月25日	令和元年12月6日	事後	
令和1年12月6日	IV-6	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事後	
令和1年12月6日	IV-6		十分である	事後	
令和1年12月6日	IV-6		十分である	事後	
令和2年11月12日	II-1	令和1年12月6日	令和2年11月12日	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月12日	II-2	令和1年12月6日	令和2年11月12日	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I-1		⑩要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定、要介護・要支援状態区分変更認定のオンライン申請 ⑪住宅移転後の要介護・要支援認定申請のオンライン申請 ⑫居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出(オンライン) ⑬介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の再交付のオンライン申請 ⑭「高額介護(予防)サービス費」のオンライン申請 ⑮介護保険負担限度額認定のオンライン申請 ⑯「償還給付費」のオンライン申請	事後	追記
令和5年2月27日	I-1		サービス検索・電子申請機能	事後	追記
令和5年2月27日	I-4		83	事後	追記
令和5年2月27日	I-7	沖縄県宮古島市平良字西里186番地	沖縄県宮古島市平良字西里1140番地	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I-8	沖縄県宮古島市平良字西里186番地	沖縄県宮古島市平良字西里1140番地	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	II-1	令和2年11月12日	令和5年2月1日	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	II-2	令和2年11月12日	令和5年2月1日	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-9	十分に行っていない	十分に行っている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I-4	第19条第7号	第19条第8号	事後	見直しに伴う変更